



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 265号 2011.2.18 発行 社会政策研究所

=====

### 「ビジョン付き増税」が絶対条件- 民主・抜本改革調査会

キャリアブレイン 2011年2月16日

民主党の「社会保障と税の抜本改革調査会」(会長=仙谷由人代表代行)は2月16日の総会で、スウェーデンの福祉政策に詳しい佛教大社会福祉学部特任教授の藤井威氏らからヒアリングを行った。藤井氏は、日本の財政赤字に対する危機感を強調。できる限り早期に、社会保障ビジョンの提示と増収措置を開始しなくてはならないと訴えた。



スウェーデンを例に福祉国家の形成戦略を解説する藤井氏=左(2月16日、衆院第二議員会館)

藤井氏は、60年代から80年代にかけて「ビジョン付きの漸進的増収」を行ったスウェーデンなどを例に、福祉国家の形成戦略と効果について解説。約20年をかけ、ゆっくりと増税を行ったことや、国民の受益感覚をアップさせる財政支出を同時に行ったことなど、同国の成功のポイントを説明し、「雇用の増と経済成長、所得分配の公平化をもたらし、経済力の地域間格差も防いだ」と評価した。

一方で、この手法をそのまま持ち込むことはできないとも指摘。今後の社会保障改革では、国民が負担増にも納得できる適切なビジョン形成が絶対条件だとした上で、「財政赤字の縮小と、受益感覚につながる福祉

水準の段階的向上を両にらみで実施するしかない」と断じた。また、危機的な財政赤字を抱える現状から、「(これらの実現は)10年でめどをつけなくてはならない」と厳しい見通しを述べた。

このほか、日本経団連からもヒアリングを行い、久保田政一専務理事が、社会保障制度の税負担割合の拡大、消費税の引き上げと社会保障目的税化などの主張を説明した。

出席した議員からは「(政策効果が高いのは)現金給付より現物給付というのは正しい」「受益感覚を持たせる前に、まず財政赤字を何とかするという選択は政治的に大変つらいところ。社会保障を安定させながら、将来の増税を考えていかなるを得ないのではないか」などの意見が出た。

### ICFの改正提案を報告- 生活機能分類専門委

キャリアブレイン 2011年2月16日

社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会(委員長=大橋謙策・ソーシャルケアサービス従事者研究協議会代表)の第10回会合が2月16日に開かれ、昨年10月にカナダのトロントで開かれた「WHO-FICネットワーク会議」の議事を厚生労働省の担当者が報告した。生活機能分類を議論するグループでは、人間の生活機能と障害の分類法として2001

年に作成された ICF (国際生活機能分類) を改正する提案が了承されたと説明した。

WHO-FIC (WHO 国際分類ファミリー) は、ICF や ICD (国際疾病分類) など WHO (世界保健機関) が決めた諸分類の総称。WHO-FIC ネットワーク会議では、WHO の研究協力センター (各国の分類・統計に関する国立の研究所) の長や担当者などが毎年集まって WHO-FIC について議論し、WHO への技術的な助言などをまとめている。

今回の改正提案は、ICF に文言を加えるなどして 07 年に作成された派生分類「ICF-CY」(国際生活機能分類 - 児童版) と共通する部分について、15 項目の文言を ICF-CY に合わせて修正するもの。厚労省によると、トロントでのネットワーク会議では、生活機能分類グループがこの改正提案を了承し、近く WHO が改正された ICF を正式に公表するという。

またこの日の会合では、厚労省が今年 1 月に ICF の普及・啓発を目指したシンポジウムを開催したことを報告した。このシンポジウムで講演した大川弥生委員 (国立長寿医療研究センター研究所生活機能賦活研究部長) は ICF について、『『専門職教育のテキストに間違っていたことが書かれている』との問い合わせがある』とした上で、「正しい啓発が必要ではないか」と述べた。

## NHK 教育「バリバラ」...自らの障害 ネタに笑い

読売新聞 2011 年 2 月 17 日

### 福祉番組の演芸コーナー



「きらっといきる」司会陣の (左から) 小林紀子 (フリーキャスター)、山本シュウ (DJ)、玉木幸則 (自立生活センター職員) さん。山本さんと自らも障害を持つ玉木さんは 2009 年 4 月から出演している

脳性マヒなどの障害者が自らの障害をネタにお笑いパフォーマンスを演じる。NHK 教育の福祉番組「きらっといきる」(金曜後 8・00) の「バリバラ」が話題を呼んでいる。衝撃的に見える試みの背景には、長寿番組の方向転換があった。(片山一弘)

組の方向転換があった。(片山一弘)

漫才コンビ「脳性マヒブラザーズ」が、自らの体の震えや言語障害をネタに「先生、風邪だと思んですけど」「脳性マヒですよ」とやりあう医者コント。全盲の落語家、桂福点が話す、テレビドラマの副音声解説をネタにした創作落語。「バリバラ」のコーナー「お笑い研究部」の演目だ。他にも「最強ヘルパー養成塾」「バリバラ珍百景」などが盛りだくさん。

「見ていいのかと戸惑うけれど、見れば面白い。そこで、見る側のバリアフリー度が問われる気がする」。日比野和雅チーフプロデューサー (CP) は話す。



「シッパイダーマン」というキャラクターで、失敗や妄想をネタにしたコントを演じる茶BOZEさん(左)

「きらっといきる」はNHK大阪制作の福祉番組。1999 年 4 月以来、前向きに明るく生きる障害者の姿を伝えてきた。が、10 年目を迎えた頃「この番組は理想にすぎない」という障害者の意見をきっかけに改革を検討。2009 年 4 月、障害者を支える仕組み、直面する悩みや現実も見据えた番組へかじを切った。「でも、具体化するのが難しい。よい手法はないのかと悩んだ時、『現場には笑える話もあるのに、番組では扱ってこなかった』という声がスタッフから上がった」(日比野CP)

「でも、具体化するのが難しい。よい手法はないのかと悩んだ時、『現場には笑える話もあるのに、番組では扱ってこなかった』という声がスタッフから上がった」(日比野CP)

そこで、昨年 4 月から毎月最終週をバリアフリー・バラエティー、略して「バリバラ」に模様替え。多くの障害者から「こんな番組を待っていた」と応援の声が届いたという。昨年 12 月 4 日には 2 時間 SP「笑っていいかも!？」を放送。一般の視聴者やお笑い界からも大きな反響が上がった。

一部には「障害を見せ物にするのか」との批判もあるが、日比野CPは「障害者が『笑われる』のではなく『笑わせる』という微妙な一線を踏み外さないよう、緊張しながら作っている」という。「お笑い研究部」出演者のひとりで、統合失調症の茶BOZEさんは「リハビリ施設の仲間には『苦しい症状をネタにしてほしくない』という人もいる。でも僕は、幻聴や妄想は、笑い飛ばしてうまく付き合うしかないと思っている」と話す。

「バリバラ」以外の週は、従来通り1人の障害者にスポットを当てたドキュメンタリー仕立て。番組開始時から司会を務める小林紀子さんは「『バリバラ』を始めてからは、スタジオに招くゲストとの距離が近づき、その場でのトークで発見が生まれるようなライブ感が出てきました」と手応えを語る。

日比野CPは「視聴者に、障害者の生き方を見て感動してほしいのではなく、障害者と自分との関係を考えてほしい」と狙いを語る。バラエティーはそのための表現手段のひとつ。試行錯誤から生まれた試みは、福祉番組の枠を超えた広がりを見せ始めている。

きょうされん（コメン TOMO2011年2月16日）【No.100】

### 第30回障がい者制度改革推進会議 障害者基本法の改正案示される

#### 国内版「権利条約」としての基本法に仕上げるのは、これからの運動次第！

2月14日、第30回障がい者制度改革推進会議で、「障害者基本法の改正について（案）」が示された。バレンタインデーに期待したプレゼントであったが、中身はあまりにもしょっぱくて食べられないチョコレートだった(ちなみに辞書によれば、「しょっぱい」とは、「情けない・恥ずかしい」を表す隠語とある。)

さて、この基本法改正案、一見すると推進会議での議論がある程度反映されたかのような錯覚を覚える。それは、権利条約の内容や、昨年12月にまとめられた第2次意見で示された表現が、要所で盛り込まれた点だ。

例えば、総則において、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重」(目的)と明記されたこと、障害の定義に社会的障壁による制限を加えた点(社会モデルの反映)、「どこで生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができる」(地域社会における共生等)との表記、社会的障壁の除去のための合理的配慮(差別の禁止)、「施策を講じる際には、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する」(施策の基本方針)等といった内容などである。

しかし、これでは国内版「権利条約」とは、まだまだ言い難い。

何よりも、第2次意見が全面的に反映されていない。そして、「可能な限り...できるように」などという、骨抜き慣用句が随所に盛り込まれていることや、地域生活や精神障害者の施策がまったく触れられていないことなど、これまで推進会議で熱心に議論されてきた主要部分が欠落している案と言える。

その他に、前文規定がないことをはじめ、障害の範囲を狭め新たな谷間を生じかねない定義、合理的配慮の欠如が差別であることの明記がないことや、随所での権利性を弱める表記など、いくつも不十分な点が散見されるのだ。巧みに主要ポイントを外した官僚ならではの文書であり、推進会議や障害のある人々との認識との乖離は甚だしい。

とくに雇用・就労分野では、雇用する側に対する障害の特性への配慮等が加えられたのみで、権利条約の理念がまったく反映されていないことは兎にも角にも大問題。

- 1)障害者が他の者と平等に労働についての権利を有する。
- 2)あらゆる雇用形態において障害を理由とする差別を禁止する。
- 3)障害者が他の者と平等で公正かつ良好な労働条件、及び安全かつ健康的な労働条件、及び苦情に関する救済について権利を有する。
- 4)障害者が他の者と平等に労働組合についての権利を行使できる。
- 5)障害者が効果的な職業紹介並びに職業訓練を享受できる。
- 6)国及び地方公共団体並びに民間事業者等は、障害者の雇用機会の拡大に努めること。

以上の内容は、権利条約に沿い、基本法にくみ込むべき内容だと思いがいかがであろう。

実は一昨年(2017年)の春に、旧与党が障害者基本法を改定し、拙速に権利条約を批准しようとしたことがある。このときは、閣議決定の前にJDF(日本障害フォーラム)が総力を結して批准をさせなかったという経過があるのだ。それほど、国際水準からみて、わが国の障害関連法制度は世界に向けて恥ずかしいものなのである。

だから、これだけの内容で基本法が改定されては、たまったものではない。ましてや、先の改定障害者自立支援法(昨年12月3日成立)のように、これほど大切な法案を、またもや政争の具にされてはならない

改正案はまだまだ未完成。

2月14日の推進会議では、上記の他に各委員より遺憾千万(いかんせんばん=思いが伝わらず残念で仕方がないこと)な厳しい意見が縷々(るる)相次いだ。「旧与党時代のレベルを下回ることがないように」との委員の意見に対し、与党・内閣府の園田政務官はその趣旨をくみ取る発言を行っている。

基本法の法案上程は目前。

2月3日には、超党派でつくる国連障害者の権利条約推進議員連盟の総会で、藤井克徳・推進会議議長代理(きょうされん常務理事)は、基本法の改正について、「わたしたちは特別な権利を求めているのではない。他の市民との平等を得たいだけ」と強調。かの村木厚子・内閣府政策統括官も、「第2次意見をどれだけ小手先でない法案にするか、努力しないといけない」と述べた。

わたしたちきょうされんは、現在すすめている第34次国会請願署名運動で、障害者基本法の改正にあたり、障害者権利条約に合致した内容とすることを求めている。この声を世論として広げることが今、ますます重要となっている。地方からも、関係団体と連携し、緊急に地元選出の国会議員や菅首相(障がい者制度改革推進本部長)宛に要望書を提出し、はたらきかける活動を行うことを呼びかける。

間もなく自立支援法の施行から5年。

10・31全国大フォーラムや地方集会で土を耕し、障害者自立支援法違憲訴訟で種をまき、ようやく小さな芽が出てきたのがこの改正案。一年前から積み重ねてきた推進会議の論議が、ここに実を結ぼうとしている。

しかし、この小さな芽を大切に育て、やがて春を迎え、花を咲かせ、たわわに実る秋を迎えられるかどうか(8月には総合福祉法の素案がまとめられる予定)、正念場は今後、今通常国会への法案上程まで目が離せない。

なにせ、基本法の改正案が示された翌日(2月15日)の第12回総合福祉部会では、「改革の視点が感じられない」「権利条約や合意文書が念頭にない」「支援法の延長線上の論議」と委員から厳しく批判されるほど、どうやら厚労省は自立支援法の延命に本気のようなだから……。そう、別れを告げたはずの支援法が、まだ害虫として居座り、実を蝕もうとしているのだ。

「とびっきりの新法」づくりの第1歩が障害者基本法の抜本改正。これからが山場を迎える。今後の動向に注目を。(TOMO 幸)

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

